

「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針
(案) 」に対する意見

[スマホ法下位法令等に対する意見]

[団体としての意見]

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企
画調査室 御中

2025 年 6 月 13 日

によって書かれました:

Dirk Auer (競争政策担当ディレクター, International Center for Law & Economics)

I. 導入

「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（案）」に対する意見を提出する機会をいただき、厚く御礼申し上げます。[International Center for Law & Economics](#)

(ICLE)は、合理的かつ経済的に根拠のある政策形成の知的基盤を構築するために設立されました。非営利・無党派の国際的研究・政策センターです。当センターは公共政策の議論における「法と経済学」の活用を推進してきており、競争法および競争政策の評価に関する専門的知見を長年にわたって蓄積してきています。その中で、競争法が明確なルール、確立された判例、十分な証拠の蓄積、および健全な経済分析に基づくものとなるよう努めてきました。

当センター意見の総括的要点は次のとおりです。第一に、スマートフォン・エコシステムにおいては活発な競争が成立しているにもかかわらず、スマホソフトウェア競争促進法（SSCPA）は、公正取引委員会による裁量的介入を可能にしており、自由主義経済原則に反しています。本ガイドライン案ではこの裁量権が縮小されていません。より客観的な基準を設定し、規制当局の裁量権を制限しつつ、Apple 社および Google 社の技術的判断を尊重することが必要です。第二に、上述の裁量権は、不当行為あるいは不当差別行為に関する独占禁止法の規定及び解釈と整合していません。第三に、SSCPA および本ガイドライン案は Apple 社

の統合された「エンドツーエンド」エコシステムを不当に標的としています。データ利用、代替アプリストアおよび代替ブラウザ、互換性、支払いシステム、手数料規制に関する規定はいずれも客観性を欠き、過度に広範な解釈を許す基準となっています。第四に、これらの措置はスマホ端末のセキュリティ、パフォーマンス、ユーザーの使い勝手、を低下させ、投資とイノベーション意欲を阻害します。以下に示す意見では上記諸点の具体的事例を指摘しています。

本意見の作成にあたっては、滝川敏明教授（関西大学法学部名誉教授）に多大の貢献をしていただきました。

II. スマホエコシステムで活発な競争が成立している状況での公取委の裁量的介入による自由主義経済原則の侵害——SSCPA 全般

SSCPA は、私企業では一般に違法とは認められない行為、あるいは独占禁止法に即してのみ違法性を判定すべき行為を、概括的に当然違法としている点が、自由主義経済の原則に反している。企業行為への過剰介入により、イノベーションを損ない、かつ消費者利益を低下させる。本ガイドラインは、データ利用等に関する規制対象行為について、第一に、いくつかの具体的な行為を、違法と認定されるものとして列挙している。しかし、これらの列挙行為の多くは、本来的な

不当性が認められるものではない。ガイドラインは、列挙行為を不当とする理由について説明していない。

第二に、例えば「具体例はあくまで例示であり、以下で例示されていないデータに関して、法第5条の規定の適用を妨げるものではない。」としているように、提示された例は限定列挙ではないので、SSCPA を施行する公正取引委員会（以下、「公取委」）および関連政府機関の裁量性を狭める役割をガイドラインは果たしていない。

SSCPA は、スマートフォンエコシステムにおける競争メカニズムの欠如を理由に、事前規制基準（すなわち、当然違法基準）の採用を正当化している。この立場は、日本政府の調査報告書「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」（2023年6月16日）に基づいており、同報告書はデジタルプラットフォーム市場のネットワーク効果と規模の経済を強調している。しかしネットワーク効果と規模の経済には限界がある。実際、スマートフォンエコシステムは独占ではなく寡占であり、Apple と Google 間で激しい競争が繰り広げられている。両社は、両社プラットフォーム間のデータ転送手続きを簡素化するアプリケーションを用意しており、ユーザーはアイフォンとアンドロイドフォン間をスムーズに転換できる。

Apple の 아이폰 iOS とグーグルの 안드로이드は、Apple がシームレスな統合とセキュリティを優先する一方で、アンドロイドはオープン性とカスタマイズ性を重視することによる製品差別化を通じて、絶えず革新を続けています。この競争により、スマホユーザーは多大の利益を得ており、スマホのセキュリティが維持され、アプリ・エコシステムが発展してきました。

さらに、最近の重要な現象として、生成 AI の台頭がスマホ・エコシステムに新たな競争をもたらしています。例えば、Richard Waters, “Apple faces the most disruptive threat it has seen in the iPhone era” Financial Times (1 March 2024)をご覧ください。ChatGPT を運営する OpenAI が「GPT ストア」の計画を発表したことが記されています。「GPT ストア」は、OpenAI のモデルを基盤として構築された AI 搭載サービスを開発者が販売できる場所となるので、アプリストアを脅かす存在となると指摘されています。

III. 不公正あるいは不当差別についての独禁法に基づかない裁量的

解釈——SSCPA 6 条、9 条、その他の各所

独占禁止法では違法性を総合的に判断している行為類型を SSCP A が当然違法としている点、さらに、行為の公正性あるいは不当差別性を、公取委が独占禁止法の規律を受けずに、裁量的に裁定するという欠点は、このガイドラインによって

低められてはいない。特に、SSCPA 6 条に関して、「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いが行われれば、法[SSCPA] 第 6 条の規定に違反する」（ガイドライン、以下、「GL」12 頁）としているのは、SSCPA 6 条の規定を繰り返して述べているに過ぎない。不公正行為あるいは不当差別行為を、独占禁止法の縛りを受けずに、公取委が裁量的に判断して、企業行為に介入するのは、自由主義経済の基盤を揺るがすことになる。

不公正行為あるいは不当差別行為を禁止する規定は、6 条以外にも SSCP A と本ガイドラインの各所に規定されている。中でも、SSCPA 9 条は、「検索エンジンに係る指定事業者 [Google] の禁止行為」を定めている。本ガイドラインは、「検索アルゴリズムの基準自体が、不公正又は差別的なものであり、指定事業者等の商品又は役務にとって有利に働くように設定されている場合には、その設定自体が当該指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱うものと認められる [したがって 9 条に違反する]」（GL 70 頁）としている。

しかし、核心的な重要点として、Google による検索表示は、あいまいな「不公正又は差別的」あるいは「優先的に取り扱うもの」との裁量的基準により裁かれるべきものではなく、独占禁止法によって裁かれるべきである。

Google による検索表示は既に EU と米国の競争法・反トラスト法の規制対象

となった。EU では「Google 検索 (Google ショッピング)」事件において、Google を法違反とする欧州委員会の決定を一般裁判所が支持した——Case T-612/17 *Google and Alphabet v Commission (Google Shopping)* (10 Nov. 2021). しかし、米国では連邦取引委員会が、複数の見方が可能な行為については実施企業の自主性を尊重すべきであるとして、Google を基本的に放免した——FTC File Number 111-0163 (3 Jan. 2013)。

オンライン検索は現在、Google の独占的地位を生成 AI が侵食しつつある。アイフォンとアイパッド上のサファリにおける検索を Google に替えて Perplexity 等の生成 AI スタートアップ企業に委ねることを Apple は検討していると、Apple のサービス担当重役が表明した——Financial Times (8 May 2025), “Alphabet shares slide as Apple seeks AI alternatives to Google search”。激しい競争の渦中にあるオンライン検索事業に SSCPA および本ガイドラインが硬直的な事前規制を課すのはイノベーションを著しく妨げる。

さらに、Apple は、アイフォンの技術的統一性(integrity)、操作性、ユーザー利便を確保する観点から、様々の制約をアプリ事業者に課している。本ガイドラインは、これに関して、「統一性を図る観点からの審査号目は、無制限に法第 6 条の観点から問題がないと認められるわけではなく、品質の向上を含む基本動作

ソフトウェア又はアプリストア間での競争を促進する法の趣旨に照らしてその可否が検討されることになる」としている（GL 12 頁）。「競争を促進する法の趣旨に照らして」というのは、アプリ事業者保護に偏った基準であり、消費者利益を考慮していないので、過剰介入をもたらす。アイフォンの技術的及び操作性の統一性を確保することはアイフォンの品質とユーザーにとっての利便性を確保するために、極めて重要である。公取委が外部からアイフォンの技術的細部に介入するのは「マイクロマネジメント」の弊害を招くものであり、アイフォンのユーザーの利便を損なう。

IV. 手数料の価格統制——SSCPA 7 条、8 条、その他の各所

SSCPA 7 条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）1 号イ（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）が、Apple がアプリ事業者に課す手数料水準の規制を含むことが本ガイドラインにより明らかにされた。つまり、「他の事業者に過度な金銭的負担を課すこと」（GL 21 頁）、「効率的な事業者がその事業を継続できる水準かどうかを勘案する……代替アプリストアを利用する場合に指定事業者から求められる手数料等の金銭的負担の水準などを考慮」（GL 22 頁）、「過度な金銭的負担を課す」（GL 22 頁）。SSCPA 7 条以外のいくつかの条文についても、同様の説明がガイドラインによりなされている。

民間企業が自社製品・サービスにつける価格に政府当局が介入して、当局が特定価格を企業に強制するのは「価格統制」であり、自由主義経済を損なう弊害が大きいことはエコノミストの共通理解となっている。本ガイドラインが価格規制の理由としてあげている「過度な金銭的負担」あるいは「事業を継続できる水準」は、客観性を欠く基準であり、価格統制の批判に答える内容ではない。このように裁量的基準により公取委が価格規制を実施するのは、公取委を価格統制機関に転換することに等しい。

実際、自社利益を考えるビジネスユーザーは、現在の手数料水準は過剰だと常に主張するのが自然である。この主張は、コスト意識の高いビジネスユーザーが望む価格水準まで行き着き、無料にまで至る。しかし、手数料無料の義務化は、手数料を賦課する Apple とグーグルが OS 構築・維持のため多額の投資を行ってきたことへのフリーライド（ただ乗り）を許すことになる。フリーライドを助長し、イノベーションと投資を阻害する一方で、御都合主義とレントシーキングを助長することになり、長期的には競争を阻害する。たとえ手数料がゼロより高く設定されとしても、「適正な」手数料がいくらなのかを探知する方法を公取委は有しない。誰にも「適正な」手数料がいくらなのかを知ることはできないからです。このような価格統制には二重のリスクがあります。第一に、双方の要求や苦情に対応するために、手数料は継続的に見直される必要があり、そのためには

公取委には経済に関する全知全能性だけでなく、多大な人的・財政資源も必要となります。最終的な価格決定は、経済的に「最適」であるかどうかだけでなく、政治的に受け入れやすいかどうかによっても左右される可能性が高い。公取委には、このような政治的勝者決定や市場のマイクロマネジメントを行うための体制が整っていません。Apple とグーグルは損失を補填するために、エコシステム内の誰かを不利にする別の料金を導入する可能性が高い。例えば、Apple は App Store などからアプリがダウンロードされるたびに、すべてのアプリ開発者に料金を請求し始めるかもしれません。

V. Apple が取得したデータの利用禁止——SSCPA 5 条

SSCPA 5 条は、 아이폰 運営の過程で Apple がアプリ事業者から取得したデータを利用することを一般的に禁止している。SSCPA 5 条のタイトルには「データの不当な使用の禁止」と記載されているものの、5 条の条文は、Apple が iOS 等の提供に伴いアプリ事業者から入手したデータの利用を一般的に禁止しているので、「不当な使用」に限定する条文ではない。ガイドラインは、いくつかのデータを利用禁止するデータとして列挙しているものの、限定列挙ではない。つまり、「データの具体例はあくまで例示であり、以下で例示されていないデータに関して、法第 5 条の規定の適用を妨げるものではない。」(GL 5 頁)。

民間企業が事業活動において取引先から得たデータを事業に役立てることは、知的財産権法等の法律に違反しない限り、広く行われていることであり、一般的に禁止すべき行為ではない。もし、データ利用に規制を設ける場合においても、禁止範囲をガイドラインにより限定列挙すべきである。第 5 条についてガイドラインが規定しているリストが限定列挙ではないので、Apple とグーグルは自社のデータ収集方法が SSCPA に準拠しているかどうかについてほとんど確信を持たず、その結果、製品を改善して消費者に利益をもたらす可能性のある競争促進行為が抑制される可能性があります。

VI. 代替アプリストアに対する **Apple** による審査の制約——**SSCPA**

7 条 1 号

SSCPA7 条 1 号は、アイフォンのアプリストアを代替するアプリストア開設を Apple が禁止してはならないこと、そして、アプリストア事業者あるいはユーザーがその代替アプリストアを利用することを Apple が「妨げる」ことを禁止している。

代替アプリストア開設の許容は SSCPA7 条 1 号により義務付けられているので、Apple は許容せざるを得ない。しかし、ユーザーの安全を守るため、あるいはアイフォンの性能を維持するため、Apple が代替アプリストアを審査することは極めて重要である。

しかし、ガイドラインは、Apple による審査が、「代替アプリストアを提供する又は利用すること自体は認めつつ、他の事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと」を「妨害」行為として、SSCPA7 条 1 号に違反すると説明している（GL 21 頁）。「合理的でない」というのは、限定性のない裁量的な基準である。同じく、ガイドラインは、「指定事業者の行為が代替アプリストアの提供又は利用を妨げる行為に該当するためには、代替アプリストアの提供又は利用が完全に不可能であることまでが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代替アプリストアの提供又は利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。」としている（GL 21 頁）。「結果が発生する蓋然性」というのは、「合理的でない」と同じく、客観性のない基準であり、公取委が裁量的に Apple 採用の審査基準を制約することを許している。

アイフォンの安全性と性能を守るためにはアイフォンの細部に熟知する Apple 内の技術者と専門家が代替アプリストアを審査することが必要である。アイフォンの素人である公取委あるいは公取委からの委託を受けた外部技術者がアイフォンの細部仕様に裁量的に介入すれば、アイフォンの安全性と性能を損ない、アイフォンユーザーの利益を損なう。ガイドラインは、「不合理」といった曖昧な基準ではなく、公取委が Apple の審査に介入できる場合についての理由をより具体的かつ限定的に規定すべきである。Apple が事業運営と製品設計をど

のようにすべきかを具体的に規制するのではなく、公取委による介入の合理性と蓋然性に関する明確な基準をガイドラインは策定すべきである。

VII. OS 機能開放による互換性義務付けがもたらす知的財産権侵害 及びセキュリティリスクと消費者利益低下——SSCPA 7 条 2 号

アイフォンの基本 OS である iOS に第三者企業が Apple と同等条件でアクセスできることを Apple が実現すべきことを SSCPA 7 条 2 号は規定している。iOS への Apple と同等条件でのアクセスを Apple に義務付けるのは、互換性提供の強制に相当する。この目的についてガイドラインは、「OS 機能を他の事業者が [アップルおよびグーグルと] 同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる行為を禁止することで、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとする」ものであると説明している（GL 34 頁）。

しかし、iOS には Apple の知的財産権が備わっている。知的財産権はイノベーション促進の観点から特許法等の知財法で認められている権利である。知的財産権が備わっている iOS への第三者企業による Apple と同等条件でのアクセス提供を規制機関が強制することは、イノベーション促進を目的とする知財法の趣旨に反する。競争相手を含む第三者企業に自社の知的財産を開放することが「競争を促進」するとのガイドラインの見方は、知的財産権の趣旨を否定するも

のであり、長期的にイノベーションを損なうことにより、経済発展そして消費者利益を損なう。

それにとどまらず、iOS 開放は、第三者企業への互換性提供を Apple に強制することであり、iPhone ユーザーに予想外の被害を与えるリスクが大きい。例えば、iPhone iOS のカメラ機能に第三者企業が Apple と同等にアクセスできることになるので、iPhone のカメラ利用により第三者企業がユーザーを監視する事態を招く。

さらに、互換性を強制すれば、デバイスの信頼性とパフォーマンスに深刻な悪影響を及ぼします。これは、2024 年 7 月に航空会社、病院、銀行などの企業を数時間にわたってシャットダウンさせた Microsoft/CrowdStrike の障害によって証明されています。タフツ大学教授で『サイバー保険ポリシー』の著者であるジョセフィン・ウォルフ氏の次の寄稿を御覧ください—Josephine Wolff, “Software crash exposes tensions between security and competition” Financial Times, 29 July 2024. ソフトウェア企業に OS への過剰なアクセスを許容することの危険性を指摘しています。

さらに、iOS に第三者企業が Apple と同等条件でアクセスすることを強制する SSCPA 7 条 2 号及びそのガイドラインへの対策として、Apple は、アップルインテリジェンスなどの新機能採用を日本に限って見送る事態が予想され、これに

よる 아이폰ユーザーの利益低下が懸念される。これは実際、デジタル市場法（DMA）及び AI 規制法を巡る不確定性のために EU において発生している事態です。

VIII. スマホのデザイン・仕様への外部介入によるマイクロマネジメント——SSCPA 7 条、8 条、12 条

アイフォンのデザイン・仕様は、Apple が掲げる「エンドツーエンド」（ハード・ソフト一貫の管理）理念に基づき、Apple が自社のエンジニアにより、細部に渡って最適な内容に構築している。これに対して、公取委がいたずらに介入することは避けるべきである。SSCPA を根拠とする公取委からの委託を受けた外部のエンジニアが、アイフォンの技術仕様に介入して変更を加えることが SSCP A 施行後に頻繁に発生する。これは公取委による「マイクロマネジメント」であり、セキュリティのみならず、アイフォンの性能と操作性及びユーザー利便に予期しない悪影響をもたらす。（セキュリティを理由とする Apple の抗弁が認められていることについては、下記 11 節 [正当化抗弁] 参照）

この観点から見ると、SSCPA および本ガイドラインは、公取委が裁量的に介入することを大幅に認める内容となっていることが欠点である。スマホの設計と仕様への公取委あるいは公取委からの委託を受けた外部の技術者集団による

介入は極めて抑制的に行われるべきである。

さらに、本ガイドラインは、スマートフォンの技術・設計に関する専門的かつ詳細な知識を有する Apple とグーグルに相談することなく作成されたものと見受けられる。公取委（関連政府機関を含む）がスマートフォンの設計の細部に介入するのは無謀であり、スマートフォン利用者に重大なリスクをもたらします。

IX. 代替支払い機能に対する Apple による審査への制約——SSCPA

8 条 1 号

Apple のアプリストア内における支払いを代替する支払い方式を第三者企業が開設することを Apple が妨害してはならないと SSCP A 8 条 1 号は規定している。

代替支払い方式を認めることは SSCP A で強制されているので、Apple は、ユーザーセキュリティのために、個別の代替支払い方式を審査することが必要となる。

Apple のアプリストア内支払いの場合は、iPhone ユーザーは、クレカ情報などの個人情報を個別アプリ事業者に渡さない。しかし、代替支払い方式においては、ユーザーはクレカ情報などを個別アプリ事業者に渡さなければならない。このため、代替支払い方式自体がユーザーセキュリティを弱める。この前提の上で、Apple はセキュリティを維持するためにできるだけ審査をすることを余儀なくされる。

しかし Apple が実施する審査は、代替支払い方式実施を「妨げる」行為（SSCPA 8 条 1 号ロ）として、公取委による規制を受ける。ガイドラインの説明では、「代替支払管理役務等の利用を困難にさせる蓋然性の高い行為」、「個別アプリ事業者に契約上の条件等を課すこと」が、妨げる行為に該当する（GL 47 頁）。Apple が行う審査の代価としてのアプリ事業者からの金銭支払については、上記 3 節 [手数料の価格統制] を参照。

ガイドラインが示す「利用を困難にさせる蓋然性の高い」あるいは「合理的でない」は、客観性を欠く基準であり、公取委の Apple に対する裁量的な規制を広範に認めるものとなっている。クレカ情報を初めとするユーザー情報は流出すれば、オンライン詐欺に悪用される。生成 AI 利用による巧妙なオンライン詐欺が激増している。この観点から、Apple による代替支払い方式審査は、極めて嚴重なものであることが求められる。ガイドラインは、Apple による審査を尊重すること、そして公取委による審査は最小限にすることを明言すべきである。

X. リンクアウトに対する Apple による審査への制約——SSCPA 8 条 2 号

アプリやウェブサイト内から外部のページへユーザーを誘導するリンクを設置すること（リンクアウト）は典型的には、アプリ内のボタンやリンクをタッ

プすると、ブラウザが起動し、外部のウェブページが表示される場合を指す。

SSCPA 施行前の現在においては、日本国内のアイフォン・アプリストアでは、一般的なアプリが自由に外部リンクを設置することはできず、特定の条件を満たす必要がある。

リンクアウトはアイフォンユーザーを危険なサイトに誘導するリスクが高い。サイバー詐欺のサイト、そしてポルノサイトや賭博サイトにユーザーが誘導される。サイバー詐欺が急増しており、莫大な損失を特に日本人が被っている。日本の人口は急速な高齢化を辿っており、シニアは判断力の衰えに直面するので、サイバー詐欺を防止することはとりわけ日本にとって重要である。このため、SSCPA 施行後のリンクアウトに対する制約を Apple が設けることが不可欠である。例えば、当該アプリ事業者が運営するサイトにリンクアウト先を限定することなどが考えられる。

しかし、リンクアウトに Apple が制約を設けることに対して SSCPA 8 条 2 号が規制している。つまり、SSCPA 8 条 2 号口の「妨げる」行為として、リンクアウトに Apple が設ける制約が規制される。ガイドラインはリンクアウト等を「外部誘導情報」と名付けており、「個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリンク」を Apple が妨げてはならないと説明している

(GL 53 頁)。

リンクアウト等を Apple が「困難にさせる蓋然性の高い行為」、「個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導することなど」が「妨げる」行為とみなされる (GL 55 頁)。想定例としてガイドラインは、多数の例を挙げている (GL 56－57 頁)。「困難にさせる蓋然性の高い」あるいは「合理的でない」は、公取委に広範な裁量を許す記述である。

Apple にとって、高いレベルのセキュリティとプライバシーを確保することは直接的に重要な関心となる。Apple の評判はユーザーが iPhone に対して抱く全体的な印象と結びついており、たとえ第三者企業がユーザーに被害をもたらしたとしても、その被害は iPhone 上で発生するからです。本ガイドラインでは、Apple が実施する正当な警告と第三者企業による支払いサービスに対する不当な妨害の境界線を明確にする必要があります。Apple に競合する他社は当然、一切の摩擦がないことを望みますが、妨害と解釈される可能性のある摩擦は、それに伴うリスクを鑑みて正当化される可能性があります。

例えば、Apple の安全なシステムから離れようとしていることをユーザーに告

げる警告や、第三者企業による支払いシステムやリンクアウトの利用によって生じるプライバシーやセキュリティ上の問題について Apple は責任を負わないことをユーザーに警告する画面は、代替支払いシステムの利用を「困難にする」ものとはみなされるべきではありません。また、第三者企業の支払いシステムにおけるユーザーへの広告で使用できる表現を、誇張表現や明らかな欺瞞的表現などについて Apple が制限することも許容されるべきです。

リンクアウトは本来的にユーザーをリスクにさらす可能性の高い行為なので、Apple が厳重な審査を実施することを公取委は許容すべきです。ガイドラインは「妨げる」行為について、裁量的な表現を避け、より限定的な説明をすべきである。さらに、想定例については、スマホに熟知している Apple に相談して、この想定例すべてが禁止事項として妥当なのかを見返すことが求められる。

XI. 代替ブラウザエンジンに対する Apple による審査への制約――

SSCPA 8 条 3 号

アイフォンのユーザーがブラウザからアプリをダウンロードするなど、アイフォン外のサイトを利用できることを可能にするのは、一見便利と思えるが、ユーザーを様々なリスクにさらすことになる。このため Apple は、デフォルトのサファリ以外のクローム等の代替ブラウザをユーザーが選べるようにしてい

るものの、Apple 指定のブラウザエンジン（WebKit）を用いることを Google 等に義務付けている。

Apple が用いているこの方式に SSCPA は反対し、8 条 3 号により、Apple 指定のブラウザエンジンを指定することを含め、代替ブラウザを「当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げることを禁止した。ブラウザエンジンを指定すること自体は SSCPA により禁止されたので、Apple は、代替ブラウザの仕様等を制約するなどの方法でユーザーセキュリティを守ることになる。しかし、SSCPA8 条 3 号口の「妨げることを禁止した」との規定により、公取委は、Apple が採用するユーザーセキュリティ確保のための代替ブラウザ制約策を規制する。

この「妨げる」行為についてガイドラインは、「当該個別ソフトウェアに代替ブラウザエンジンを採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為」、「合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと」などの説明を行っている（GL 62 頁）。「困難にさせる蓋然性の高い」、「合理的でない」などの基準は、客観性を欠き、公取委に幅広い裁量を許す規定である。代替ブラウザの仕様等を Apple が制約することは、 아이폰ユーザーのセキュリティを守るために必須である。公取委が裁量的に Apple の措置に介入するのは、ユーザーのセキュリティを危うくする。ガイドラインは、客観性を欠く基準ではなく、より限定的な権

限を公取委に与えるべきである。

さらに、ガイドラインは、「想定例」として、7 個の事例を「妨げる」行為として、細かく説明しており、その上、「正当例」として、計 2 頁にわたって記載している。スマホの専門家が集まる Apple に対して、手取り足取りの介入を行うものであり、「マイクロマネジメント」の弊害を招く。このように細かすぎる介入をガイドラインにより是認するのは避けるべきである。

XII. 正当化抗弁について公取委の裁量権が大きすぎること及びスマホの性能・操作性・ユーザー利便維持が正当化事由に含まれていないこと——SSCPA 7 条、8 条

SSCPA 7 条及び 8 条は、禁止対象の行為が「サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」は禁止を免除するとしている。ガイドラインは 5 頁にわたって、正当化事例を列挙している（GL 25-29 頁）。

しかし、正当化事例はこれらの想定事例にとどまるものではない。iPhone を管理運営する Apple としては、セキュリティ等確保のために様々の事例を提起することになるだろう。ガイドラインは、「以下の具体例はあくまで例示に過ぎず、正当化事由が認められるか否かについては、個別具体的な検討を要する」

(GL 25 頁)、「目的に照らして必要な範囲に留まっている」(GL 42 頁) として
いるので、公取委に大きな裁量権を認めている。しかし、アイフォンはユーザー
のセキュリティを守ることを当初から最重要理念としており、この理念はアイ
フォンユーザーに支持されてきている。公取委は、セキュリティ確保のために
Apple が採る措置を正当化措置として尊重することが求められる。

さらに、「セキュリティ等」の「等」に、スマホの性能、操作性及びユーザー
利便が含まれると解釈する必要がある。参考として、EU のデジタル市場法
(DMA) 規定及びその欧州委員会による運用では、Apple は、iOS 等の「技術的
一体性 (technical integrity)」を維持するための措置を採ることが認められている
——CASE DMA.100203 - Apple - Operating systems - iOS - Article 6(7) - SP -Features
for Connected Physical Devices (19/09/2024) , Para (9)。

これに関してガイドラインは、「スマートフォンの異常な動作の防止」、「スマ
ートフォン端末が機能停止することを防ぐための対応」(GL 25 頁) を正当化事
例として記載している。この記載は、機能停止のような極端な状況は別として、
スマホの性能、操作性及びユーザー利便維持は正当化事由として認めないとガ
イドラインが解釈していることを表している。このように極端な例にとどまら
ず、Apple がアイフォンの性能、操作性及びユーザー利便を維持するために採る

措置を正当化措置として容認することが求められる。

XIII. デフォルト変更に対する Apple による審査への制約――

SSCPA 12 条

SSCPA 12 条は「利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができ
るようにするために必要な措置」を Apple が採ることを義務付けている。しか
し、デフォルト変更は 아이폰の設計の変更なので、変更箇所に限らず、ア
イフォン全体のセキュリティ、機能、操作性及びユーザー利便に影響を及ぼす可
能性がある。

パソコンの場合にはデフォルト変更するユーザーはパソコンに習熟したユ
ーザーであり、リスクを承知してデフォルトを変更する。しかし、学齢期の子
供も含む 아이폰ユーザーの多くはデフォルト変更がもたらすセキュリテ
ィそして 아이폰機能、操作性及びユーザー利便とへの悪影響を想像できな
い。業者などからの勧誘につられて、ユーザーが自己利益を損なう内容のデフォ
ルト変更を行うリスクがある。

SSCPA 12 条は、7 条及び 8 条とは異なり、「義務規定」として位置づけられて
おり、正当化抗弁を Apple に許さない。ただし、12 条の「ために必要な措置」は
含みのある表現であり、Apple がどの程度の措置を採れば、「必要な措置」を果た

したとみなされるのかについて解釈の余地がある。

ガイドラインは、12条1号イの「基本動作ソフトウェアに係る標準設定」について、「基本動作ソフトウェアの制御によって特定のブラウザが起動し、当該リンク先のウェブページが表示されるような設定をいう」と説明している（GL 87頁）。現行 아이폰 においては、「基本動作ソフトウェア」（iOS）から起動するブラウザ、つまり、デフォルトブラウザはサファリである。Apple は、SSCPA 12条1号イにより、「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」を採ることが義務付けられている。

「ために必要な措置」についてガイドラインは、具体的に「スマートフォンの設定アプリにおいて、標準設定の対象となる個別ソフトウェアが集約して表示されるカテゴリーを設け、当該カテゴリーから標準設定の変更を一元的に行うことができるようにすることが求められる」ことを含むと規定する（GL 88頁）。これは例えば、iPhone ユーザーが iPhone を最初に起動する際に、サファリ、クローム、ファイアフォックス等のブラウザ「選択画面」が表示されるべきことを意味している。

しかし、現在の iPhone で、クローム等のブラウザをユーザーが選択し、そ

のうえデフォルトにすることができるものの、サファリが当初のデフォルトとされているのは、サファリが iOS と一体化して、スムーズに機能するので、サファリが優先されているためである。この事情を知らないままユーザーがサファリ以外のブラウザを選択すれば、予期しない不便がユーザーに生じる。したがって、「選択画面」表示を Apple に義務付けることは避け、他の措置を採ることを Apple に認めることが求められる。また、「選択画面」表示を義務付ける場合であっても、先頭にサファリを表示することを Apple に許容すべきである。

また、ブラウザに限らず、iOS からデフォルトとして Apple のアプリ——Apple カレンダーや Apple マップなど——が起動することに対しても、ブラウザの場合と同様の選択画面を Apple が設けるべき旨をガイドラインは規定している（GL 89-90 頁）。しかし、サファリの場合と同じく、Apple カレンダー及び Apple マップ等が 아이폰 のデフォルトになっているのは、これら Apple アプリが iOS と一体化してスムーズに機能するためである。この事情を知らないまま、iPhone ユーザーが Apple アプリ以外のアプリを選択すれば、予期しない不便をユーザーが被る。なお、現在の iPhone においてもユーザーは例えば Google マップあるいは Google カレンダーを App Store からダウンロードして利用できる。したがって、「選択画面」表示を Apple に義務付けることは避け、他の措置を採ることを Apple に認めることが求められる。また、「選択画面」表示を義務付ける場

合であっても、先頭に Apple カレンダーあるいは Apple マップ等の Apple アプリを表示することを Apple に許容すべきである。

[以上]